平成２２年（フ）第４７９号
埼玉県比企郡川島町大字上伊草1563番地５、従前の住所埼玉県川越市大字岸480番地16
債務者　古波蔵哲雄
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４８８号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目９番２号
債務者　大沼　　寛
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６号
福岡県大川市大字下林536番地
債務者　椛島　智恵
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第９９２号
札幌市中央区南15条西９丁目２番５―201号
債務者　武田　竜也
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９５号
北海道北広島市共栄町１丁目18番地２　花山ハイツ203号
債務者　杉村　光子（旧姓但木）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１０号
札幌市東区北35条東４丁目１番10―906号
債務者　佐々木真由美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２７号
札幌市西区二十四軒１条７丁目１番１―301号
債務者　中梶　美香
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０５号
札幌市北区北29条西６丁目５番６号　Ｋ’Ｓフラット１―201号
債務者　斉藤　雄治
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０６号
札幌市北区北29条西６丁目５番６号　Ｋ’Ｓフラット１―201号
債務者　斉藤　順子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２２号
札幌市豊平区平岸３条９丁目10番６号　アティック平岸206号
債務者　難波　佑子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９４２号
札幌市白石区本通13丁目南３番２号　アーバンハイムアミリア７号
債務者　大橋　敏雄
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５５号
札幌市西区発寒11条２丁目７番15―２号　Ｒｉｓｅ発寒202号
債務者　柳沼　真美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９７０号
北海道千歳市桂木１丁目５番６号
債務者　高堰　敏恵
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９９４号
札幌市西区山の手１条９丁目４番21号　ラコートボヌール203号
債務者　北條　里美（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０２２号
札幌市東区北25条東19丁目４番22号
債務者　柳川安由美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４号
北海道登別市新生町３丁目５番地４
債務者　今井喜代子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後３時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
北海道伊達市山下町271番地80　コーポ友和５棟Ｆ、住民票上の住所北海道伊達市館山下町３番地44
債務者　橋　　洋平
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係